

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2024年 6月 19日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府長岡京市開田1丁目6番6号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 三菱製紙株式会社 京都工場 執行役員工場長 及川浩典			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	122台	0台	0台	124台
	冷蔵機器及び冷凍機器	70台	0台	0台	70台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	0	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	・「第一種特定製品の簡易点検要領」に基づき、四半期毎に安全衛生防火実施計画にて計画し、各部課で点検している。			
	廃棄時	・廃棄後も3年間は点検記録簿を保管するように、「第一種特定製品の簡易点検要領」に明記している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	・点検記録簿に点検項目および異常の有無を記載する様式にしており、各部課で状況を確認出来る取組みとなっている。			
	廃棄時	・廃棄及び機器整備の際の代替フロン回収量と充填量を毎年度本社に報告し、漏えい防止に取り組んでいる。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	・エアコンディショナー及び、冷蔵・冷凍機器の更新時に温暖化係数が低い冷媒の製品（機器）に更新している。				
特記事項	・令和6年3月14日、京都府による京都府地球温暖化対策条例に基づく第一種特定製品管理者への立入調査があった。検査の結果、全体的によく管理されており問題ないと判断された。				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。